

上峰町住民税均等割のみ課税世帯に対する 重点支援給付金のご案内

上峰町住民税均等割のみ課税世帯に対する重点支援給付金は、住民税均等割のみ課税世帯を支援するために上峰町が支給する給付金です。

給付金の支給額

1世帯あたり**10**万円+ **加算**
子ども1人あたり**5**万円

支給対象世帯

令和5年度 住民税均等割のみ課税世帯

令和5年12月1日に上峰町に住民登録があり、
世帯全員の令和5年度住民税所得割が非課税で、
うち少なくとも1人が住民税均等割のみ課税に該当する世帯

※ただし、以下の①・②のいずれかに該当する世帯を除きます。

- ①令和5年1月2日以降の入国者または出生者を世帯主とする世帯
- ②世帯全員が、令和5年度住民税課税者の扶養親族等になっている世帯

加算対象

給付対象世帯の世帯員である**18歳以下の子ども**
(平成17年4月2日生まれ以降の子ども)

※ただし、住民票を移さずに施設に入所している子ども等、令和5年12月1日
時点で扶養していない(生計を同一にしていない)子どもは加算対象外です。

申請期限: **令和6年5月31日(金)**(当日消印有効)

重点支援給付金の手続方法

「確認書」と「申請書」が届いた世帯

- ・申請書に記載されている世帯状況に間違いがないか確認してください。
- ・確認書中段の「確認欄」を確認後チェック(✓)し、世帯主氏名、確認日、電話番号を記入してください。
- ・振込口座について、下記の3つから選択してください。
 - ①世帯主名の公金受取口座(マイナンバーカードに登録されている口座)
 - ②世帯主の住民税等の引落口座や児童手当等の振込口座
 - ③任意の口座(申請書の口座記入欄にご記入ください)※③を選択された方は、**必ず振込口座の写し**を添付してください。
- ・**本人確認書類**を添付してください。
- ・同封の返信用封筒に、**確認書、申請書、本人確認書類、振込口座の写し**(③を選択した場合)を入れて上峰町役場まで郵送してください。

申請書のみが届いた世帯

- ・申請書に記載されている世帯員の中に、**未申告の方**または上峰町では住民税の課税状況が把握できない方が含まれています。令和5年1月1日に住民票があった市区町村役場で住民税申告状況を確認していただき、**課税証明書**を申請書に添付してください。
- ・振込口座を記入していただき、**必ず振込口座の写し**を添付してください。
- ・**本人確認書類**を添付してください。
- ・同封の返信用封筒に、**申請書、課税証明書、本人確認書類、振込口座の写し**を入れて上峰町役場まで郵送してください。

給付金を装った不審な訪問や電話などにご注意ください！

都道府県・市町村や国の職員などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、上峰町役場や最寄りの警察署、警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

上峰町役場健康福祉課福祉介護係 **0952-52-7413**
受付時間 平日8:30~17:15